

市政資料館の建物の外（公園区域）での撮影を希望される皆様へ

市政資料館の敷地の屋外部分は、都市公園区域（名古屋城周辺と同じ名城公園という名称です）となりますので、同区域において写真撮影業者による撮影を行う際には、別途、東土木事務所にて、事前に申請をしていただく必要があります。

撮影を希望される場合は、撮影予定日の属する月の3月前の初日から撮影予定日の10日前までに、東土木事務所の窓口（所在地は下記参照）にて、都市園内行為許可申請（先着順・有料）の手続きをお願いいたします。

（写真撮影業者による撮影でない場合は、申請不要です。）

※ 上記申請期間内に申請がない場合は、同区域での写真撮影業者による撮影はできません。

※ 申請は先着順となりますので、既に他の申請者がある場合など、利用できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

詳細は、以下のウェブサイトをご覧くださいとともに、お早めに東土木事務所で、お問合せください。

参考・名古屋市公式ウェブサイト

「行為許可の手続きについて」

<https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000068394.html>

名古屋市東土木事務所

名古屋市東区出来町二丁目8－15

TEL 052-935-8846